



令和6年度 白系小学校 いじめ防止基本方針（概要版）

いじめとは

「いじめ」とは、当該児童に対して、当該児童と一定の関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じておこなわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身に苦痛を感じているものをいう。

いじめ問題に対する基本的認識

- ・いじめは、どの学校でも、どの学級でも起こり得るという認識を共有する。
- ・「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応のための取組を行い、安心して安全な学校づくりを推進する。

いじめ「未然防止」の取組

(1) いじめについての共通理解を図る

- ・教職員は、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点など、平素から情報共有を図る
- ・児童に対しては教職員が日常的にいじめ問題に触れる

(2) いじめが起こりにくい集団づくり

- ・基盤となる児童との信頼関係を築く関わり
- ・温かな学級を中心とした集団づくり
- ・一人一人が意欲的に取り組む授業づくり
- ・異学年で活動する学校行事の充実
- ・お互いの頑張りを認め合う関わり
- ・教育相談の時間の確保
- ・担任以外にも相談できる場の紹介

(3) 子供自らが考える場や機会の設定

- ・いじめについて考える場や機会の設定
- ・道徳教育の充実
- ・児童会を中心とした活動の充実

いじめ「早期発見」の取組

(1) 「いじめ」の定義の正しい理解にもとづく確実な認知

- ・教職員の「いじめ」の定義に対する共通理解の促進

(2) 子供の様子から初期段階のいじめを素早く察知

(3) 全教職員による子供の状況把握

(4) 子供の訴えを確実に受け止める体制の構築

- ・児童を対象とした「いじめアンケート」や「心の健康チェックシート」を活用した実態把握
- ・教育相談の実施により、いじめを訴えやすい体制を整え、児童及びその保護者が、抵抗なく相談できる体制づくり

(5) 保護者、地域、関係機関からの情報提供や通報

いじめ「早期対応」の取組

(1) 「いじめの態様に即した対策チーム」を核とした対応の徹底

- ・外部の人材や関係諸機関と適切に連携
- ・子供たちの安全の確保
- ・自ら過ちを反省し、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導

(2) いじめの解消後の見守り

- ・継続的な経過観察の実施

重大事態への対応

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することが余儀なくされていたりする疑いがあると認めるとき

- ・児童の安全確保
- ・関係機関、専門家等との相談・連携
- ・警察との連携
- ・教育委員会等が実施する調査への協力

家庭・地域との連携

・「学校」「家庭」「地域」が連携し、「チーム白系」としていじめに対応

・小さなことでも気兼ねなく相談・連絡を

★白系小学校 ☎54-0044

★市青少年相談センター ☎22-1252